（北海道大学名誉教授）　林　　竧
（北海道大学名誉教授）　福地　保馬
瑞宝中綬章を授けられる（各通）
（簡易裁判所判事）　橋口　幸司
瑞宝小綬章を授けられる
安藝　嘉幸　奥仲　榮雄　小山　博一郎
近藤　良一　曽根　芳實　高須　昭宣郎
高橋　貞行　徳江　康明　賀　壽雄
瑞宝双光章を授けられる（各通）
光章を授けられる
石川　雅彦　石郷　豊二郎
（奈良県警視）　上久保光章郎
長田　賢治　下山　実
中山　敏子　堀内　高
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十二月九日）
道又　清正
瑞宝双光章を授けられる（十二月十日）
安田　幸雄
瑞宝小綬章を授けられる
長谷川和義
瑞宝単光章を授けられる（以上十二月十一日）
牛島　喫文
瑞宝小綬章を授けられる
石井　英夫　新免　直樹
瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上十二月十二日）
西田　竹郎
瑞宝双光章を授けられる（十二月十四日）
（山形県置賜広域行政事務組合消防本部消防司令）　大沼　健一
（福岡県苅田町消防司令）　山中　貴視
瑞宝単光章を授けられる（各通）（十二月十六日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から一月十五日ガーナ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十二月二十八日御答信があった。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年３月17日

北陸信越運輸局長　佐橋　真人

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「261,050円」を「270,350円」に、「244,600円」を「253,900円」に、「202,350円」を「211,650円」に、「193,050円」を「202,350円」に改める。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金第４項中「254,450円」を「263,550円」に、「189,300円」を「201,400円」に改める。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「212,100円」を「222,100円」に改める。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「212,100円」を「222,100円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年４月16日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月17日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年２月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トーテック　服部　　正　新潟県新潟市東区大形本町６―19―21　国土交通大臣許可（般―４）第26910号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和７年３月17日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

１　商号　溜池プロパティマネジメント株式会社

２　代表者氏名　代表取締役　上垣内知央

３　主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂三丁目５番５号ストロング赤坂ビル７階

４　免許証番号　大臣(1)第10275号

５　免許年月日　令和４年10月27日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告